**(様式１）**（改正、平26･8･20、同29･2･22）

**特許出願等支援申請書**

平成　　年　　月　　日

日本弁理士会会長　殿

１．申請者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名

２．申請者の住所と異なる場合の連絡先

３．申請者の職業又は業務内容

４．発明者等の住所及び氏名

５．援助を受けようとする手続

６．援助を受ける理由

(1) 指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実

(2) 激甚災害に起因した被害を受けた事実（ただし、特に被害が大きいことが明らかな地域に住所又は居所を有する者については除く）

７．推薦又は紹介を受けた指定機関及び当該指定機関の連絡先

　　　指定機関名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　連絡先

８．公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無

９．発明等の実施予定の有無及び実施の内容

10．希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名

11．発明等の技術分野（※特許・実用新案登録出願のみ・該当する分野に☑）

□機械　□電気　□化学・材料　□バイオテクノロジー　□食品　□建築・建設　□環境・エネルギー

□コンピュータ・ソフトウェア　□生活用品・雑貨・宝飾　□その他（　　　　　　　　　　　　　）

12．発明等の新規性の有無及びその根拠

13．発明等の内容の説明（添付書類として下さい。）

14．添付書類の目録

(1) 実施計画書

(2) 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は個人の場合は世帯全部の住民票（ただし、激甚災害に起因して取得が困難である場合は除く）

-------------------------------------------------------------------

**※１：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。**

1.本制度は新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、大きな効果が期待される発明等であって、まだ出願され

ていないものを援助対象とします。

2.本申請が不採用になった場合、日本弁理士会はその理由の開示はいたしません。

3.審査には申請から概ね２～３ヶ月程度を要します。

4.本事業は日本弁理士会の予算のみにより運営しており、国等の公的機関からの補助金は一切受け取っていません。

□ 以上４点について理解しました。

**※２：申請にあたり、以下の点をご確認の上、チェックを入れてください。**

□ 本申請人は、反社会的勢力ではありません。

（以下については、法人の場合のみお答えください。）

□ 当社は、他の法人に支配されていない法人です。（申請者以外の単独の法人が、株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資

金を有していない法人であり、かつ、申請者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していな

い法人です。）

上記事項について宣言いたします。

**[備　考]**

１．「５．援助を受けようとする手続」の欄には、特許出願、出願審査請求、実用新案登録出願、意匠登録出願等、援助を受けようとする手続を具体的に書いてください。

２．「６．援助を受ける理由」の欄には、指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実、及び激甚災害に起因した被害を受けた事実を簡潔に記載してください。

　（記載例）

　　　　申請者である○○○○は、指定被災地域に含まれる○○県○○市に住所を有しており、東日本大震災により被災しました。

３．「９．発明等の実施予定の有無及び実施の内容」の欄は、具体的に実施の予定がある場合にのみ記載します。

４．「10．希望する許出願等の代理人の住所及び氏名」の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合にのみ記載してください。

５．「12．発明等の新規性の有無及びその根拠」の欄、及び「13．発明等の内容の説明」の欄は、指定機関に相談した発明等の概要等を記載した書面であって指定機関から申請者に提供された書面の写しを添付することで、それらの記載を省略することができます。

６．「13．発明等の内容の説明」の欄には、発明又は考案については、その目的、構成、効果を、従来技術との関連で図面を用いて具体的に説明してください。

７．「14．添付資料の目録」の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）の提出を省略することができます。

８．第８条第２項により会長が認めた申請書を利用する場合、推薦又は紹介を受けた指定機関及び当該指定機関の連絡先の欄の記載を省略することができます。この場合においても第８条第２項の規定の適用を受けることができます。

９．提供される個人情報は、申請の審査のためにのみ利用します。

**「13．発明等の内容の説明」の記載例１**

**（特許出願・実用新案登録出願用）**

**１．発明等の名称**

　本発明（本考案）はどのような発明（考案）ですか？発明（考案）に名前を付けてください。

**２．背景技術（従来技術）**

　　　本発明等の背景となった技術または本発明等のきっかけとなった技術について、以下の観点で記入してください。

（１）背景となった技術は、どのような製品又はサービスのための技術ですか（技術分野）。

（２）その製品又はサービスにおけるどのような部分または機能に着目していますか。

（３）可能な限り、「特許情報プラットホーム」

(J-PlatPat)(https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage)で過去の特許又は実用新案出願を検索し、その技

術が記載されている公報を見つけて、その番号（例：特開2000-123456、登録実用新案12345）を記載してください。

（４）重要な専門用語があれば、その解説を記載してください。

**３．背景技術の問題点、解決すべき課題**

　　　背景技術の問題点、又は本発明等で解決したい課題は何ですか。本発明等は、背景技術のどのような問題を解決することを目的として

　　いますか（発明等の課題、目的）。

**４．問題点を解決するための技術的な工夫・発明等の原理（発明等のポイント）**

（１）どのような工夫によって上記の問題点を解決したかを、具体的に説明してください。特に、その工夫によってどのように問題が

解決されるのかを、背景技術との差がわかるように記載してください。説明は、箇条書きで構いません。例えば「新たな部品を…

…に取り付けた」、「その部品の形状は、……である」というように具体的、かつ簡潔に記載してください。

（２）できるだけ図面又は写真などを使って説明してください。例えば、全体図、発明等のポイントとなる部分の拡大図などを添付し

　　てください。図面を使って説明するときは、説明したい部品などに符号（数字またはアルファベットなど）を付け、説明文と図面

　　との対応関係を明確にしてください。

（３）試作品（複数でも可）があれば、その試作品の図面又は写真などを使って説明してください。

（４）物の発明等であれば、その物を構成している部品及び各部品間の関わり合いを図示して、部品がどのように動作するのかを説明

してください。動作に特徴がある場合には、その動き方を説明してください（動作の前後を示す図面があると、より好ましい）。

（５）コンピュータソフトウェア関連の発明であれば、単に機能のみを記入するのではなく、例えば機能ブロック図、フローチャート

　　などを用いて、その機能がコンピュータ上でどのように実現されるのかを記載してください。

（６）本発明等を適用して実現される製品又はサービスについて説明してください。

**５．発明等の効果**

　　　本発明等によって得られる効果（メリット、従来技術に比べて有利な点）を記載してください。

**［備　考］**

　　　この雛形は、「特許出願等援助申請書」（様式１）の「12．発明等の内容の説明」の欄（特許出願・実用新案登録出願）の記載例です。この雛形を使用して記載する義務はありません。しかしながら、この雛形に掲げる指示に従って発明等の内容を説明することにより、発明等の内容が第三者によりわかりやすいものとなりますので、是非ご使用ください。

**「13．発明等の内容の説明」の記載例２**

**（意匠登録出願用）**

**１．物品名**

　　　　本件意匠の物品名を記入して下さい（例：ボールペン付きシャープペンシル）。

**２．物品の用途及び機能**

　物品の用途及び機能を記載して下さい。

必要に応じて、図面を用いて用途及び機能を記載して下さい。

（１）物品の用途（例：筆記用具として用いる。）

（２）物品の機能（例：胴軸部をグリップ部に対して回転させることにより、選択的にボールペンのペン先部又はシャープペンシル

のペン先部を繰り出す。）

**３．本件意匠**

　　　　本件意匠の６面図や斜視図（写真）を添付して下さい（必ず６面全体を表して下さい）。

　　　　物品の形態がその物品の機能により変化する場合は、変化の前後の形態も表して下さい。

**４．本件意匠の特徴点**

　　　　本件意匠の特徴点や工夫した点（従来意匠との相違）を説明して下さい。

**［備　考］**

　 　この雛形を使用して記載する義務はありません。しかしながら、この雛形に掲げる指示に従って意匠の内容を説明することにより、意匠の内容が第三者によりわかりやすいものとなりますので、是非ご使用ください。